

入札時における見積内訳明細書の取扱いの変更について

令和8年3月 建設政策課

秋田県発注工事においては、全ての入札参加者に対し、入札時に見積内訳明細書の提出を義務づけています。

令和8年4月1日以降、見積内訳明細書の取扱いが次のとおり変更になります。

1. **材料費・労務費・法定福利費の事業主負担額・建設業退職金共済制度の掛金・安全衛生経費（以下「材料費等」という。）の明記が義務化**されます。（今回改正）

建設工事の見積内訳明細書は、設計書の本工事費内訳書に準じた内容とし、これに加え材料費等を明記してください。

※算出困難な場合は「算出不能」や「計上不可」等、建設業退職金共済制度の掛金の納付対象者がいない場合は「-」と金額欄に記載してください。

※当面の間、材料費等の記載がないことのみを理由とした無効判定は行いません。

詳細は「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」をご確認ください。

○以下、従前と取扱いに変更はありません。

2. **次の場合は「入札が無効」となります！**

- ・ 見積内訳明細書を提出しなかった場合
- ・ 提出者の商号・名称の記載がない、または記載に誤りがあるもの
- ・ 建設工事の件名の記載がないもの
- ・ 工事価格の記載がない、又は入札金額と異なるもの
- ・ 入札金額の内訳の記載がないもの

必ず確認
してくだ
さい！

3. 見積内訳明細書を電子入札システムで提出する場合は、見積内訳明細書のファイル名を「見積内訳明細書 提出者名（会社名） 工事名 工事番号」としてください。

<添付ファイル名の例>

見積内訳明細書 （株）〇〇建設 〇〇地区道路改良工事 〇〇-〇〇〇〇-〇〇

**記載の漏れや誤りはありませんか？
提出する前に必ず確認してください！！**

見積内訳明細書の例（道路改良）

提出者の商号又は名称の記載がないもの、又は記載に誤りがあるものは無効となります！

工事件名の記載がないものは無効となります！

住 所： _____
商号又は名称： _____
氏 名： _____

工事名： ○○地区 道路改良工事

見積内訳明細書

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路改良		式				
土工		式				
(中略)	土砂	m ²				
直接工事費		式				
うち材料費		式				
うち労務費		式				
共通仮設						
共通仮設費（率計上）						
純工事費		式				
現場管理費		式				
うち法定福利費の事業主負担額		式				
うち建退共制度の掛金		式				
工事原価		式				
うち安全衛生経費		式				
一般管理費等		式				
工事価格		式				
消費税額及び地方消費税額		式				
工事費計		式				

**【新ルール】
材料費等を明記！**

工事価格と入札金額が異なるものは無効となります！
(例)
工事価格 15,550,000円
入札金額 15,500,000円
↑これは無効！
※工事価格と入札金額は必ず一致させてください。

入札金額の内訳の記載がないものは無効となります！

工事価格の記載がないものは無効となります！

<補足>

この見積内訳明細書はあくまでも例であり、必ずこの様式で作成しなければならないわけではありません。「提出者の商号又は名称」「工事件名」「工事価格」及び「入札金額の内訳」の全てが正しく記載されていれば、どのような様式で作成しても問題ありません。（「提出者の商号又は名称」「工事件名」を記載した表紙を1ページ目に追加することも可。）